

アフリカ豚コレラウイルス等の侵入防止策の強化に関する  
関係省庁との連携について

- 中国をはじめとするアジアでアフリカ豚コレラの流行が拡大し、先般、中国から我が国に持ち込まれた豚肉製品から、生きたアフリカ豚コレラウイルスが見つかるなど、海外からの家畜伝染病の侵入リスクが高まっている状況を踏まえ、農林水産省では、昨日4月 22 日から、旅行者による畜産物の持込みに関する家畜伝染病予防法の違反事案への対応の厳格化を開始しました。
- このことに関連し、同日、別添のとおり、広報活動の強化、水際での摘発強化及び農場へのウイルス侵入防止策の強化について関係省庁と申し合わせましたので、お知らせいたします。
- 農林水産省としましては、関係省庁との協力を強化し、引き続きアフリカ豚コレラウイルス等の侵入防止を徹底してまいります。

お問合せ先

消費・安全局 動物衛生課

担当者：沖田、山木

代表：03-3502-8111(内線 4584)

ダイヤルイン：03-3502-8295

## アフリカ豚コレラのウイルス分離を踏まえた侵入防止策の強化について

関係省庁申合せ

平成31年4月22日

本年4月に中国から我が国に持ち込まれ任意放棄された豚肉製品から、アフリカ豚コレラの生きたウイルスが分離され、実際に感染力を持つアフリカ豚コレラウイルスが我が国の水際まで到達していることが明らかになったところである。

このことを踏まえ、手荷物等により輸入禁止畜産物を我が国に持ち込むことが禁止されている旨を周知徹底し、訪日外国人等による輸入禁止畜産物の持ち込みを未然に防止するとともに、不法持ち込みへの厳格化による水際での摘発強化や農場へのウイルス侵入防止に万全を期するため、関係省庁が一体となって以下の取組を実施するものとする。

また、実施に当たっては、輸入禁止畜産物の持ち込み防止、空海港における動物検疫の実施や野生動物との接触の自粛等について国民に広く協力を呼びかけるものとする。

### 1. 広報活動の強化

- (1) 海外からの肉製品の違法な持ち込みに対する対応を厳格化すること、手荷物の中に輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象となることについて、旅行会社、航空会社、外国船舶運航会社等に周知徹底する（農林水産省、国土交通省）。
- (2) 我が国の空港及び港だけではなく、アフリカ豚コレラ発生国の空港における広報ポスターの掲示、各航空会社における機内アナウンスの実施、クルーズ船やフェリーの船内における広報により広く周知する（農林水産省、国土交通省）。
- (3) 在外公館や日本政府観光局を通じ、中国やベトナム向けのウェブサイトやSNSを用いて、中国語、ベトナム語での動画配信を含む情報を発信するとともに、中国、モンゴル、ベトナム、カンボジアの査証領事窓口等でのポスター掲示、リーフレットの配布を実施する（農林水産省、国土交通省、外務省）。
- (4) 農場で雇用される労働者等（外国人を含む。）に対して農場への病原体持ち込み防止について広く周知するため、関係機関に対して制度周知への協力を依頼する（農林水産省、出入国在留管理庁、厚生労働省）。

## 2. 水際での摘発強化

- (1) 検疫探知犬を11頭増頭するとともに、アフリカ豚コレラの発生国からの直行便等リスクの高い便について、検疫探知犬による探知や家畜防疫官による質問を重点的に実施するため、税関、航空会社、空港会社等と連携し、運用を検討する（農林水産省、財務省、国土交通省）。
- (2) 違法な畜産物の持込みが発覚した場合には、原則として、全ての事例において、違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、関係省庁に情報共有する。また、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等違反事案への対応を厳格化する（農林水産省、財務省、出入国在留管理庁、警察庁）。
- (3) 空海港における靴底消毒及び車両消毒を引き続き徹底する（農林水産省、国土交通省）
- (4) 国際郵便物及び国際宅配便の検査をリスクに応じて強化する（農林水産省、総務省）。

## 3. 農場へのウイルス侵入防止策の強化

- (1) 豚コレラやアフリカ豚コレラの発生を予防するためには、農場における飼養衛生管理基準の遵守が最も重要であることから、国が主導して飼養衛生管理基準の遵守状況の再確認と改善指導を進めるとともに、「飼養衛生管理基準の遵守に係る手引き」を発出し、都道府県による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び改善指導の実効性を高める（農林水産省）。
- (2) アフリカ豚コレラウイルス等の野生動物への感染を防止するため、公園等における肉製品などを含む畜産物の放置禁止等について都道府県等への協力を依頼する（国土交通省、環境省）。
- (3) 野生イノシシにおける捕獲を強化するとともに、アフリカ豚コレラウイルス等の侵入状況を把握するためのサーベイランスを実施する（農林水産省、環境省）。

## 4. フォローアップ

対策の実施状況について、必要に応じてフォローアップを行う。